

岡山労働局

第13次 労働災害防止推進計画

(計画期間 2018年度～2022年度)

計画の目標

1. 死亡災害：2022年までに15%以上減少させ13人以下とする。(前計画期間との比較。以下同じ)
2. 死傷災害(休業4日以上)：2022年までに5%以上減少させ1800人以下とする。
3. 重点とする業種の目標
 - (1) 建設業、製造業、林業：計画期間中の死亡災害を15%以上減少させる。
 - 建設業：墜落転落、崩壊倒壊及び建設機械等災害を15%以上減少させる。
 - 製造業：動力機械による災害を15%以上減少させる。
 - 林業：伐木作業による災害を15%以上減少させる。
 - (2) 道路貨物運送業、小売業、飲食店：期間中の災害を5%以上減少させる。
 - (3) 社会福祉施設：期間中の災害を減少させる。
4. 規模50人以上の事業場について、ストレスチェック結果を集団分析する事業場を90%以上とし、集団分析結果の活用を推進する。

重点業種ごとの取り組み

1. 建設業

- (1) 墜落・転落災害の防止対策の推進
- (2) 建設用機械による災害防止対策の推進
- (3) 崩壊・倒壊による災害防止対策の推進
- (4) 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画を踏まえた設計の普及
- (5) 適正な工事発注と統括安全衛生管理体制の構築と職務遂行の徹底
- (6) 解体工事における災害防止対策の推進

2. 製造業

- (1) 機械設備による災害防止対策の徹底
- (2) 人材の育成

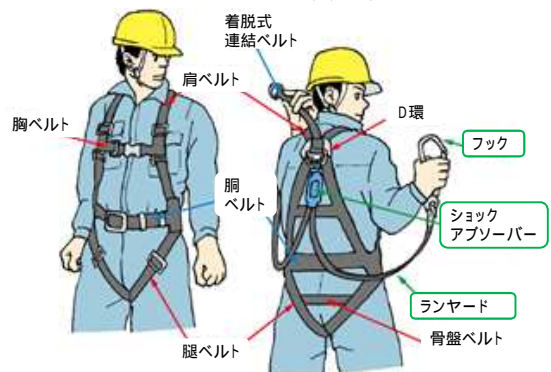
3. 林業

- (1) 安全な伐倒作業、かかり木の処理作業の普及・定着
- (2) 防護衣着用の徹底

4. 陸上貨物運送業

- (1) 荷役作業の安全対策ガイドラインに基づく基本的な安全対策の徹底
 - (2) 荷主事業者への協力依頼
- ##### 5. 第三次産業(小売業、社会福祉施設、飲食店)
- (1) 本社・本部等による事業場に対する安全指導・援助の推進
 - (2) 安全担当者選任等の安全管理体制の整備
 - (3) 危険の見える化、KY活動の普及

【フルハーネス型安全帯】



正しく使おうフルハーネス
(建設業労働災害防止協会)



業種横断的な取り組み

1. 過労死等の防止等の健康確保対策

- (1) 企業における健康確保措置の推進
- (2) 産業医・産業保健機能の重要性、健康相談等の実施の推進

2. メンタルヘルス対策

- (1) ストレスチェックの確実な実施と集団分析の実施・活用
- (2) 小規模事業場へのストレスチェック制度の普及
- (3) 労働者の心の健康の保持増進のための指針の推進

3. 病気の治療と職業生活の両立に関する支援の充実

4. 化学物質による健康障害防止対策

- (1) ラベル表示、安全データシート(SDS)の交付の徹底と確認、リスクアセスメント実施の徹底
- (2) 化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実

5. 石綿による健康障害防止対策の推進

6. 受動喫煙防止対策の普及・促進

7. 第9次粉じん障害防止総合対策及び電動ファン付き呼吸用保護具の普及・促進

8. 「STOP! 転倒災害」プロジェクトを踏まえた転倒災害防止対策の徹底

9. その他の対策

- (1) 腰痛の予防対策として、身体的負荷軽減のための介護器具の普及促進
- (2) JISに適合したWBGT値測定器の普及促進、測定結果に基づく熱中症予防対策の徹底



4つのケアの推進

- ・セルフケア
- ・ラインによるケア
- ・産業保健スタッフによるケア
- ・外部機関によるケア

労働災害防止団体等との連携、中小規模事業場への支援

安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

1. 「6つの提言」を踏まえた安全衛生活動の促進

- 企業(経営トップ)は、
- 安全文化を再構築するための企業トップの強力なリーダーシップの発揮
 - リスクアセスメントを有効活用するための指導者の育成
- 組織(職場単位等)は、
- 安全に関する技術・技能の組織的な伝承
 - 各階層に応じた適正な指導の実施
- 個人(働く人)は、
- 常に結果を考えた行動の実施
 - リスクに対する感受性の醸成

2. 「安全点検の日」の定着、活用

毎月1日(又は、各事業場で定めた毎月一定の日)を「安全点検の日」として、全員参加による安全点検を普及定着させることにより、労働者の労働災害防止意識の高揚を図るとともに安全な職場環境の実現を図る。
また、安全点検の日においては労働者の行動についても点検を行うこととする。